

(趣旨)

第 1 条 この告示は、東御市公共下水道条例施行規則（平成 16 年東御市規則第 90 号）第 29 条及び東御市生活排水施設条例施行規則（平成 16 年東御市規則第 91 号）第 14 条の規定により、宅地造成地内道路における下水道管渠布設工事（以下「下水道工事」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道 東御市公共下水道、東御市特定環境保全公共下水道及び東御市生活排水施設条例（平成 16 年東御市条例第 154 号）第 2 条に規定する東御市生活排水施設の総称をいう。
- (2) 宅地造成 2 区画以上の宅地の造成をいう。
- (3) 申請者 下水道工事を申請する者をいう。
- (4) 土地所有者 宅地造成をする土地の所有者又は管理者をいう。
- (5) 下水道施設 宅地造成地内の汚水を下水道に流入させるため、申請者が宅地造成地内の道路に設置する下水道管渠その他の施設をいう。
- (6) 排水設備 汚水を公共ますに流入させるための排水管その他の設備で、申請者が設置し、管理を行うものをいう。

(適用範囲)

第 3 条 この告示は、市道の路線認定事務取扱要綱（平成 16 年東御市告示第 90 号。以下「市道認定要綱」という。）第 2 条の規定により、市道に認定されることが明らかな宅地造成地内道路における下水道工事に適用するもとし、市道に認定されない宅地造成地内道路における下水道工事については適用しないものとする。この場合において、適用しない場合における下水道施設は、排水設備として取り扱うものとする。

(申請)

第 4 条 前条の規程により、この告示の適用を受ける下水道工事を希望する申請者は、下水道工事許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項に規定する申請をするにあたり、宅地造成地の土地所有者が申請者と異なる場合は、下水道工事同意及び確約書（様式第 2 号）を申請書に添付しなければならない。

(審査)

第 5 条 市長は、前条第 1 項に規定する申請書の提出があった場合は、内容を審査し、その結果について下水道工事許可決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

(負担)

第 6 条 下水道工事に係る一切の費用は、申請者の負担とする。

(設計及び施工監理)

第 7 条 申請者は、国、県及び市の基準に基づき設計及び施工監理をするものとする。

(検査)

第 8 条 申請者は、下水道工事が完了したときは、市長に下水道工事しゅん工届（様式第 4 号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定するしゅん工届の提出があった場合は、しゅん工検査を行い、その結果についてしゅん工検査結果通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

(寄附)

第9条 申請者は、下水道施設を設置した宅地造成地内道路が市道に認定されたときは、速やかに下水道施設寄附申出書(様式第6号)を提出し、下水道施設を市へ寄附しなければならない。

2 市道認定要綱第2条第1項第7号ただし書の規定により、下水道施設を設置した宅地造成地内道路が市道に認定された場合は、前項の下水道施設寄附申出書を提出する前に、当該下水道施設について市の検査を受けなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成19年1月1日から施行し、同日以後の申請に係る下水道工事から適用する。

(東部町公共下水道処理区域内における開発事業等に伴う管渠布設工事の取扱要綱の廃止)

2 東部町公共下水道処理区域内における開発事業等に伴う管渠布設工事の取扱要綱(平成6年東部町告示第17号。以下「旧要綱」という。)は、平成18年12月31日限り、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、旧要綱の規定に基づき申請のあった下水道工事については、なお従前の例による。ただし、旧要綱の規定に基づき申請のあった下水道工事のうち、この告示の施行の日以後に完了する下水道工事については、第8条及び第9条の規定を適用する。

下水道工事許可申請書

年 月 日

(申請先)
東御市長

申請者 住所

氏名 (印)
(電話)

宅地造成地内道路の下水道工事について、東御市宅地造成地内道路における下水道管渠布設工事取扱要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

申請地 (宅地造成地)	地番	地目	地積(m ²)	土地所有者氏名 (土地管理者氏名)
	東御市			
造成工事予定年月	年 月 ~ 年 月			
道路寄附予定年月	年 月			
承諾事項	1 下水道工事の許可において、条件がある場合はその指示に従います。 2 下水道工事に係る一切の費用を負担します。 3 下水道施設を設置した道路が市道に認定されたときは、速やかに設置した下水道施設を市に寄附します。			
その他(特記事項)				

注) 申請地が上表に書ききれない場合は、別途一覧表を添付すること。

- 添付書類
- 1 案内図(住宅地図の写し等)
 - 2 公図の写し
 - 3 登記簿謄本の写し(地目が農地の場合は農地転用許可書の写しを添付)
 - 4 宅地造成計画平面図(縮尺任意)
 - 5 下水道工事計画平面図・縦断図・横断図(縮尺任意)
 - 6 下水道工事同意及び確約書(申請者と土地所有者(土地管理者)が異なる場合)

下水道工事同意及び確約書

年 月 日

(提出先)
東御市長

土地所有者 住所
(土地管理者)

氏名 ⑩
(電話)

下水道工事許可申請書に記載の私所有地(管理地)において、申請者が下水道工事を行うことについて同意します。

なお、相続、売買又は下水道施設が所有地(管理地)にあることに関し発生する問題等、土地所有者(土地管理者)として解決しなければならないことについては、私が責任をもって解決することを確約します。

様式第3号(第5条関係)

下水道工事許可決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

東御市長 印

年 月 日付けで申請のありました下水道工事について、下記のとおり通知します。

記

決 定 区 分	1 許可する	2 許可しない
下水道工事許可決定番号		
許可の条件等		

下水道工事しゅん工届

年 月 日

(提出先)
東御市長

申請者 住所

氏名 (電話)
Ⓜ

下水道工事が完了したので、検査をしてください。

記

下水道工事許可決定番号	
その他(特記事項)	

- 添付書類
- 1 案内図(住宅地図の写し等)
 - 2 下水道工事実施平面図・縦断図・横断図(縮尺任意)
 - 3 工事写真
 - 4 その他工事に関する書類

しゅん工検査結果通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

東御市長 印

下水道工事のしゅん工検査の結果について、下記のとおり通知します。

記

検 査 結 果	1 合格	2 不合格
下水道工事許可決定番号		
その他（特記事項）		

下水道施設寄附申出書

年 月 日

(提出先)
東御市長

申請者 住所
氏名 ⑩
(電話)

下記の下水道施設を市へ寄附します。

記

下水道施設の場所	東御市
下水道施設の概要	
下水道工事許可決定番号	
その他(特記事項)	

注) 下水道工事しゅん工検査終了後、直ちに寄附する場合は、下記書類の添付は省略。

- 添付書類
- 1 案内図(住宅地図の写し等)
 - 2 下水道工事実施平面図・縦断図・横断図(縮尺任意)
 - 3 工事写真
 - 4 その他工事に関する書類
 - 5 下水道工事許可決定通知書及びしゅん工検査結果通知書の写し